

リヨン管内の邦人の皆様及びリヨン管内を旅行中の皆様に

平成 27 年 11 月 15 日 在リヨン領事事務所

在リヨン領事事務所でございます。当事務所では、在パリ大、在マルセイユ総、在ストラスブール総とも連携を取り、仏国内の邦人の安全確保に努めております。これまで管内邦人一斉メール、SNS 媒体等で御案内した内容もございますので、合わせお役立て下さい。

1. リヨンにおける現状

(1) リヨンに関しては、テロに係る具体的な脅威に接していませんが、フランス第二の都市であり、多くの邦人が住み、日系企業があることを考えますと、テロの脅威を軽んじることは決してできません。事実、6月26日には ISIL の関係が見られる米系ガス会社を爆破するテロ未遂事件が発生しました。邦人の皆様におかれましては、以上の状況を考慮し、テロ事件や不測の事態に巻き込まれることのないよう、最新の関連情報の入手に努めてください。

特に、イル・ド・フランス州へ渡航・滞在されている方は不必要な外出は避け、事件現場周辺には近づかず、テロの標的となりやすい場所（政府・軍・警察関係施設、公共交通機関、観光施設、デパートや市場など不特定多数が集まる場所）は可能な限り避け、訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な状況を察知したら、速やかにその場を離れるなど安全確保に十分注意してください。

(2) リヨン空港の発着状況（12：30）では、本日の便は、リヨン空港からチュニス、アムス、ブレスト、リスボン、ベジャイヤは定刻で飛び、イスタンブール、アルジェ行きも二十分程度の遅れはあるものの通常通りに運航しているようです。パリ行きも現段階では AF はキャンセルにはなっていないようです。最新の空港の発着状況は、インターネットや電話で各航空会社にお問い合わせ下さい。

(3) 陸路 TGV については、リヨン→ガール・ドゥ・リヨン行きの TGV については定刻通りの運行。CDG 行きも出ておりますが二十分程度の遅れ。なお、SNCF（フランス鉄道公社）は声明を出し、このようなテロを受けたが、「TGV 等は定刻通り運行させるよう努める」と述べています。

(4) なお、シャルル・ドゴール空港では、前述の通り、査証・旅券の審査の厳格化、セキュリティチェックの厳格化が行われていますので、十分時間を持って空港に向かわれることを強くお勧め致します。

(5) リヨンからパリに向かう高速道路 A 6 は今のところ順調に流れているようです。

(6) リヨン事務所も半旗にし、仏政府へのお悔やみと連帯を示しております。

2. これまでのフランス政府の施策

(1) 14日、緊急閣議により緊急事態を宣言するデクレ（大統領令）が採択されました。なお、憲法36条の規定により、治安秩序維持の権限が、文民当局から軍当局に移管されている

わけではありません。※戒厳令ではありません。

(2) 同日、イル・ドゥ・フランスにおける治安強化措置のためのデクレも採択。活動が危険とみられる人物の居住特定、ショー・ホール及び集会所の暫定的閉鎖、武器の引き渡し、行政家宅捜査の権限付与を実現する。

(3) 14日のイル・ドゥ・フランス内の公共施設は全て閉鎖、集会・デモに対する許可は取り消し。各区役所は、住民票、婚姻届等の事務のみ行う。

(4) 3日間の国喪、半旗の掲揚。月曜日の昼に1分間の黙祷を行う。

(5) 空港等の国境では、査証・旅券の審査の厳格化、セキュリティチェックの厳格化。

3. 14日午後にカズヌーブ内相の発表した措置

(1) 一定の場合に定められた通りと時間帯における人と車両の移動の制限

(2) 公権力の活動を妨げようとする者のその所管の県の滞在を認めない。

(3) 公安の維持のために必要とされる場合には、人又は財産権を徴用する。

(4) デクレで定められた地域においては、ショーホール、集会場等の閉鎖、及び参加者にリスクを与える性質の全てのデモ集会を禁じる。

(5) パリ・イルドフランスにおいては、県知事により木曜日まで公道上でのデモ、集会が禁止

(6) その他の地域においては、県知事の権限で、同様に月曜日まで行われる。

(現地大使館等連絡先)

○在リヨン領事事務所

住所：131, boulevard de Stalingrad, 69100 Villeurbanne, France

電話：(市外局番 04) 37-47-55-00

国外からは(国番号 33) -4-37-47-55-00

F A X：(市外局番 04) 78-93-84-41

国外からは(国番号 33) -4-78-93-84-41

ホームページ：<http://www.lyon.fr.emb-japan.go.jp/jp/>

○在フランス日本国大使館

住所：7, Avenue Hoche, 75008, Paris, France

電話：(市外局番 01) 4888-6200

国外からは(国番号 33) -1-4888-6200

F A X：(市外局番 01) 4227-5081

国外からは(国番号 33) -1-4227-5081

ホームページ：<http://www.fr.emb-japan.go.jp/jp/>

○在マルセイユ日本国総領事館

住所：70, Avenue de Hambourg, 13008 Marseille, France (B. P. 199, 13268 Marseille Cedex 08, France)

電話：(市外局番 04) 91-16-81-81

国外からは(国番号 33) -4-91-16-81-81

F A X：(市外局番 04) 91-72-55-46

国外からは(国番号 33) -4-91-72-55-46

ホームページ：<http://www.marseille.fr.emb-japan.go.jp/>

○在ストラスブール日本国総領事館

住所：“Tour Europe”, 20, Place des Halles, 67000 Strasbourg, France

電話：(市外局番 03) 88-52-85-00

国外からは(国番号 33) -3-88-52-85-00

F A X：(市外局番 03) 88-22-62-39

国外からは(国番号 33) -3-88-22-62-39

ホームページ：<http://www.strasbourg.fr.emb-japan.go.jp/>